

助成の仕組みと考え方

「瀬戸内から緑を」

瀬戸内オリーブ基金の公募助成制度は、瀬戸内オリーブ基金に寄せられたご寄付により瀬戸内海の周辺一帯の市民の環境保全、環境教育活動を支援する助成制度です。

瀬戸内海周辺一帯での活動、または瀬戸内海周辺一帯で主たる活動を行う日本国内の団体が対象です。

1. 皆様からのご寄付を瀬戸内海に還元します。
助成制度では環境保全団体にご寄付をお届けし、その活動成果を瀬戸内海の地域に還元します。瀬戸内海は、海上交易で文化や産業を育み、一方で一万年にわたって島々や沿岸の住民に海の幸をもたらしてきた世界でも有数な閉鎖性海域で日本一広大な国立公園です。その島々が本来もつ、海と森との絶妙な関係や自然が共存できる環境は、日本を象徴する、美しいふるさとです。日本全国からお寄せいただいた募金により、日本を象徴する、美しいふるさとを子どもたちに残すための環境活動、環境教育活動を支援しています。
2. 地域の環境問題を解決し、持続可能な社会の実現を目指します。
当基金の助成は住民運動によって県、そして国を動かし、産業廃棄物の不法投棄事件を解決した「豊島事件」の住民の思いに基づいています。地域の環境問題を解決すること、持続可能な社会を実現することを目指しています。

助成金交付までの流れ

- 1 助成のお申込み
- 2 助成の審査
- 3 助成決定通知書の交付
- 4 事業開始
- 5 事業完了後、30日以内に実績報告書を提出

※ 助成金の交付時期はプロジェクトによって異なり、助成決定通知書に記載しています。

中間支援

助成事業の成果を高めるために、審査委員会で選定する一部の案件について、当基金の事務局や専門家などによる助言等を中間支援として実施することがあります。

申請書類

- 提出書類確認表
- 当基金指定の助成申請書、申請事業予算書
- 定款、規約、会則
- 団体の役員名簿
- 団体が発行した、刊行物、または団体が掲載された新聞等（団体の設立経緯や活動理念、概要が分かるもの）
- 団体の今年度の事業計画書・収支計画書、
- 団体の前年度の事業報告書、前年度の財務諸表（貸借対照表、収支報告書）
- 活動場所の使用許諾書（活動分野が該当しなければ、不要）
- 履歴事項全部証明書（コピー可）

公募助成スケジュール

| | 植樹・環境教育等助成 | スタートアップ助成 |
|--------|---------------------------|----------------------|
| 応募締切 | 6月30日 | 12月15日 |
| 審査会 | 7月下旬 | 1月下旬 |
| 最終審査会 | 8月下旬 | 2月下旬 |
| 助成決定 | 9月上旬 | 3月上旬 |
| 助成対象期間 | 2015年10月1日～ 2017年3月31日 | 2016年4月1日～2017年3月31日 |

※ 植樹・環境教育等助成の応募締め切り後の助成申請についてはご相談ください。

助成の概要

| | | |
|---------|--|--|
| | 植樹・環境教育等助成 | スタートアップ助成 |
| 趣旨 | 瀬戸内海周辺一帯での植樹活動、環境保全活動、ESD・環境教育活動に必要な経費を支援。 | 瀬戸内海で自立し持続的な活動ができる環境NPOを目指す団体を支援。 または、瀬戸内海で新たに始める独創的な自然保護事業に必要な経費を支援。 |
| 対象団体 | NPO法人、一般社団法人、任意団体（環境をテーマにした、公益的な活動） | NPO法人、一般社団法人、法人格取得を目指す任意団体のいずれかで、主たる活動を瀬戸内海周辺一帯で行う団体 |
| 助成枠 | 1活動あたり上限200万円 助成総額：1,000万円／年（年1回募集） 団体数：総額内で決定 | 上限100万円／年 最長3年継続（毎年、継続審査があります。） 年1回募集 団体数：1団体／年 |
| 対象となる経費 | 備品費、苗木費 消耗品費 広告費（活動参加者募集のためのチラシ、ポスター作成に要する経費） 貸借料（会場、車両、機械、備品） 旅費交通費、通信費、会場費、講師の謝金 専門業者への委託料（工事や調査等、専門業者による作業が必要と認められるものに限る。） ボランティア保険料 ※ スタートアップ助成のみ：人件費 | |
| 助成対象外経費 | 講師、参加者等の飲食代 個人所有物等を借り受けた場合の代金、謝金 人件費 外部委託費 寄付金、振込手数料、修理費、駐車場代 その他、当基金が不相当であると判断した経費 | |

助成対象の活動分野

| 活動分野 | 概要 |
|----------------------|---|
| 瀬戸内海の自然環境に相応しい植生への回復 | 山火事跡地、牧場跡地、河川敷等への植樹により、瀬戸内海の自然環境を保護したり、原状回復したりする活動。 外来植物の除去、地域固有種の植栽等、瀬戸内海の地域の固有植物を保護する活動。 |
| 里山、里海の育成 | 生物の多様性や漁業資源を守る、土砂災害の防止、海に流入する河川の浄化等、森林の多様な役割を發揮できるような、瀬戸内海周辺一帯で行われる環境保護、保全活動。 |
| 地域の緑化活動 | 瀬戸内海周辺一帯での植樹活動により ①緑化を促進し、緑を中心として地域がつながるための活動。 ②防災林、学校林等の都市の緑化に貢献する活動。 |
| 巨木の保全 | 瀬戸内海周辺一帯にある巨木を保全することで、地域がつながるような活動。 |
| 環境学習活動 | 体験プログラムを含み、地域の環境保全を目的にする瀬戸内海で行われる学習活動。 体験を契機として、瀬戸内海の環境問題に取り組む次世代を育成する活動。 |
| 地域の環境保全等をテーマにした市民活動 | 瀬戸内海の環境問題を解決するために必要な活動。 |

応募要項

- 応募先
〒761-4661 香川県小豆郡土庄町豊島家浦 3837-4
NPO 法人瀬戸内オリーブ基金 事務局
- 応募方法
専用申請書に必要事項を明記の上、提出書類を添付し、郵送、または持参してください。
また、申請書の電子ファイルを CD-R 等で郵送するか、下記メールアドレスまで送付してください。申請書を手書きで記入した場合は必要ありません。
E-mail: info@olive-foundation.org
- 専用申請書の入手
当基金のホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合、E-mail で請求してください。
<http://www.olive-foundation.org>
E-mail: info@olive-foundation.org

インターネットを利用できない場合、返信用封筒を同封し、瀬戸内オリーブ基金事務局に郵送で請求してください。

- 助成対象期間について
助成の種類によって異なります。期間内に行われる活動が対象です。
活動中、活動後の助成申請はできません。
- 審査について
当基金の運営委員会が設置する、審査会で審査します。審査会は大学関係者等の有識者で構成されています。
審査にあたり、事務局より電話や E-mail によるヒヤリングを実施する場合がございます。ご協力をお願いします。
- 申請書記入と提出書類について
申請書は枠内に内容を具体的にまとめてください。
提出できない書類がある場合、理由を明記してください。
申請書は返却しません。書類は全て写しを取り、各申請団体で保存してください。
- 助成決定後について
助成金は前払いによる概算払い、または事業完了後の支払いのいずれかです。
助成が決定した団体は下記のことをお願いします。
 - 助成事業の推進、成果を広く社会に発信すること。
 - ◇ 植樹場所に当基金の助成を受けた旨の標柱、または看板の設置。
 - ◇ 事業のパンフレット、チラシには必ず、当基金の助成事業であることを明記。
 - ◇ 購入備品には当基金のロゴマークを添付する。
 - 助成団体のメーリングリストへの参加をお願いいたします。
 - 事業終了後、30 日以内に実績報告書を提出。
活動成果の確認のため、審査委員会が定める期間（原則 3 年間、年 1 回）、写真付きの状況報告書を提出すること。